

第4次

大分県子ども読書活動推進計画 ～読書だいすき大分っ子の育成をめざして～



令和2年3月
大分県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

また、子どもの頃に優れた本と出会うことは、生きる喜びや多様な見方について知ることであり、子どもにとって生涯にわたる大きな力となります。

大分県では、子どもの読書活動の重要性をかんがみ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づいて、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、5年ごとに見直しを行いながら、子どもが早い時期から読書習慣を身に付け、すべての子どもが読書に親しむことのできる環境の整備をめざして取り組んでまいりました。さらに、平成28年3月に改訂した「大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）」においても「豊かな心の育成」の中に読書活動を位置づけ、大分県の子どもが読書を通じて生きる力と意欲を身に付けられるよう、子どもの読書活動を推進してまいりました。

前計画である第3次計画では、子どもにとって一番身近な図書館である学校図書館の充実に重点的に取り組み、学校図書館の授業での活用や司書などの人材育成に努めました。その結果、学校司書の配置や学校図書館の蔵書充実等、大分県の読書環境は大きく向上しました。また、子どもの読書リーダーである「子ども司書」の育成や、中学生・高校生が本の紹介を競い合うビブリオバトルの県大会など、子ども同士で読書の楽しさを伝え合う事業が新たにスタートし、学校や地域の読書活動は活性化しつつあります。

しかしながら、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向は依然として続いており、早期の読書習慣定着や発達段階に合わせた読書活動支援が課題となっています。

こうした中、これまでの取組の成果と課題を踏まえ第4次となる、本計画を策定しました。子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに読書活動を通じて、生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、市町村や読書関係団体等と連携・協力し、子どもの読書活動が一層推進されるよう積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」の委員や県民の皆様から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

令和2年3月

大分県教育委員会教育長 工藤 利明

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け・役割	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	1
第2章 第3次計画における成果と課題	2
1 指標の推移から見た状況	2
(1) 子どもの読書状況	
(2) 地域の状況	
(3) 学校の状況	
2 第3次計画における成果と課題	5
3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	6
(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化	
(2) 「学校図書館法」改正法の施行	
(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行	
(4) 第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	
(5) 学習指導要領の改訂	
(6) 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)の策定	
(7) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行	
第3章 第4次計画の基本的な考え方	7
1 めざす子どもの姿	7
2 計画の目標及び重点方針	8
【資料】発達段階に応じた取組や支援の方向性	10
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	11
1 家庭における子どもの読書活動の推進	11
(1) 家庭における取組	
2 地域における子どもの読書活動の推進	13
(1) 図書館における取組	
(2) 公民館・児童館等における取組	
(3) 読書ボランティア等による取組	
3 学校等における子どもの読書活動の推進	22
(1) 幼稚園・保育所等における取組	
(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	
4 普及啓発活動	30
(1) 読書への関心を高める普及啓発活動の充実	

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて	31
1 推進体制の整備	31
(1) 県の推進体制の充実	
(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画更新の働きかけ	
2 計画の進行管理及び目標指標	31
【別表】 第4次計画における目標指標一覧（総括）	32
 <補足資料> 第3次計画期間中における主な取組	33
1 家庭における取組	33
(1) 家庭における取組	
2 地域における取組	34
(1) 図書館における取組	
(2) 公民館における取組	
(3) 読書ボランティアによる取組	
3 学校等における取組	37
(1) 幼稚園・保育所等における取組	
(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	
4 普及啓発活動	40
(1) 普及啓発活動	
 <参考資料>	42
1 用語解説（本文中の※について記載）	42
2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	44
3 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（国）概要	47
4 県内公立図書館等一覧	49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と謳っています。

また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては、平成25年5月策定の「子ども読書活動推進基本計画（第3次計画）」に引き続き、平成30年4月に第4次計画が策定されおおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成26年3月に策定した「第3次大分県子ども読書活動推進計画」での取組を検証しながら、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、生涯にわたる読書習慣を形成することをめざして、新たな計画の策定を行います。

2 計画の位置付け・役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）を踏まえ「大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）」（平成28年3月改訂）の下位計画として位置付けるものです。

また、前計画における取組の成果と課題を踏まえ、大分県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本方針を示すものであり、市町村においても、推進計画の更新や読書活動を推進していく上で、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の対象

0歳からおおむね18歳までを対象とします。

第2章 第3次計画における成果と課題

1 指標の推移から見た状況

第3次計画では、子どもの読書活動の推移を測る数値として、9つの指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。第3次計画期間中の指標の推移と目標値の達成度を見ながら、大分県の子どもの読書活動の現状を分析します。

(1) 子どもの読書状況

指標1 1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合

() は全国

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値(H30年度)	達成率
小学5年	90.1% (96.5%)	90.9% (94.6%)	90.3% (95.4%)	93.5% (96.1%)	93.9% (91.9%)	100%	93.9%
中学2年	82.2% (86.6%)	82.7% (86.3%)	78.8% (84.5%)	84.1% (85.9%)	82.6% (84.7%)	90%	91.7%
高校1年	58.9% (47.6%)	60.8% (54.6%)	57.9% (51.5%)	55.4% (54.2%)	65.0% (44.2%)	70%	92.8%

資料：小・中学校「大分県学力定着状況調査」・高校「高校1年生の読書習慣に関する調査」
(大分県教育委員会)、全国「学校読書調査」(毎日新聞社)

指標2 読書が好きな児童・生徒の割合

() は全国

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値(H30年度)	達成率
小学6年	74.1% (73.0%)	73.3% (72.8%)	75.3% (74.6%)	74.4% (74.3%)		82%	90.7%
中学3年	67.7% (69.4%)	66.03% (67.9%)	68.2% (69.9%)	67.8% (69.9%)		77%	88.1%
高校1年	58.9% (調査無)	61.6% (調査無)	60.5% (調査無)	59.9% (調査無)	59.4% (調査無)	75%	79.2%

資料：小・中学校「全国学力学習状況調査」(文部科学省) ◇平成30年は調査項目から削除
高校「高校1年生の読書習慣に関する調査」(大分県教育委員会)

- ・全国と同様に、学校段階が進むにつれて「1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合」は減少しています。
- ・「読書が好きな児童・生徒の割合」は、全国と同様にどの学年も横ばいの状況にありますが、学校段階が進むにつれ減少しています。
- ・国の調査によると、学校段階が進むにつれ「他の活動で時間がない」と回答する児童生徒が増え読書に時間を割くことが難しくなる傾向が見られます。

(2) 地域の状況

指標3 公立図書館における中学生以下（14歳以下）の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数

(単位：冊)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
冊数	11.6	12.3	12.3	12.6	12.6	14.6	86.3%

資料：県内公共図書館状況一覧調査（大分県立図書館）

指標4 読み聞かせ等グループの数

(単位：グループ)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
グループ数	288	293	290	289	289	350	82.6%

資料：大分県内読書グループ調査（大分県立図書館）

指標5 推進計画を策定している市町村の割合

◇県内市町村数 18

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
策定率	83.3%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	100%	94.4%
策定済 市町村数	15	17	17	17	17		

資料：市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査（大分県教育委員会）

- ・公立図書館における児童書の貸出冊数は、少しづつ増加しています。公立図書館の取組の成果と県内に新しい図書館の建設が続き、利用者が増加したことが後押しとなったと考えられます。
- ・県内の読み聞かせグループの数は、平成25年度の313グループをピークに減少し、以降横ばいが続いています。読み聞かせグループは学校を母体とする団体が多く、学校の統廃合が進んだことによる影響が考えられます。
- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率は94.4%ですが、令和元年度には全ての市町村で策定されています。

(3) 学校の状況

指標6 全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合

対象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	97.1%	86.9%	95.4%	89.5%			100%	95.4%
中学校	57.5%	79.6%	52.0%	79.3%			94%	55.3%
高等学校	31.8%	26.0%	35.0%	25.3%			40%	87.5%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）◇平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標7 学校図書館図書標準※を達成している学校の割合

対象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	69.2%	60.2%	81.0%	66.4%			100%	81.0%
中学校	60.2%	52.3%	67.2%	55.3%			100%	67.2%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）◇平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標8 学校図書館においてボランティアなどと連携している学校の割合

対象	平成26年度		平成28年度		平成30年度		最終目標値 (H30年度)	達成率
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国		
小学校	79.4%	81.1%	79.5%	81.4%			96%	82.8%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）◇平成28年以降5年に1度の調査へ変更

指標9 小・中学校における学校図書の配置状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	最終目標値 (H30年度)	達成率
専任配置	27.5%	29.8%	35.4%	42.7%	46.8%	50%	93.6%
兼任配置	64.3%	69.9%	64.6%	57.3%	53.2%		
未配置	8.2%	0.3%	0%	0%	0%		

資料：学校図書館教育の現状に関する調査（大分県教育委員会）

- 「全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合」は、小学校においては高い水準を維持しており、全国平均を常に上回っていますが、中学校においては、実施率が全国平均を大きく下回っています。

また、高等学校における実施率は、全国平均を上回っていますが、学校段階が進むにつれ、実施率が低くなる傾向は全国と同様です。

- 「学校図書館図書標準を達成している学校の割合」は、全国平均を常に上回っています。

- ・「学校図書館においてボランティアと連携している学校の割合」（小学校）は、ほぼ横ばい状況です。
- ・学校司書については、第3次計画中に、県事業を通じて小・中学校の学校司書の配置を呼びかけたことにより、専任配置が大きく進みました。兼任配置も含めると、平成28年度に配置校の割合は100%となりました。高等学校（県立）においては、専任配置率はすでに100%となっています。

2 第3次計画における成果と課題

- ・県事業（「学校図書館活用教育支援事業」平成25～27年度）において、学校図書館の環境整備と活用促進に取り組み、学校司書の専任配置や学校図書館の蔵書の充実につなげることができました。引き続き、学校図書館の資料の充実を図るとともに、授業での図書館活用を推進するための資料の収集や適切な除籍など指導を続けていく必要があります。
- ・全市町村において推進計画が策定され、公立図書館の新館建設が続くなど、地域の読書環境は大きく充実しました。市町村に対して、推進計画の計画的な更新を働きかける必要があります。
- ・「子ども司書」※の育成やビブリオバトル※の県大会など、子ども同士の読書交流で読書への関心を高める取組が新たにスタートし、「1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合」など、読書をする子どもの増加に成果が表れています。

成果が見られた指標

- 公立図書館における児童書年間貸出冊数が増加した（指標3）
- 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定が進んだ（指標5）
- 学校司書の配置校が専任・兼任あわせると100%になった（指標9）

- ・読書が好きな児童・生徒の割合が、学校段階が上がるにつれて減少するという状況は依然として続いている、子どもの自主的な読書活動を推進するために、今後も引き続き学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに読書の意義を伝え、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。
- ・本を読まない子どもの読書意欲を高めるためには、読書環境の充実だけでなく、子ども自身が読書の楽しさを感じる機会を増やしていく必要があります。
- ・中学校・高等学校において、学校での読書活動や各教科での学校図書館の活用を充実させ、子どもの読書機会を増やす必要があります。

不十分だった指標

- 学校段階が上がるにつれ、1か月に1冊以上本を読む生徒の割合が減少している（指標1）
- 高等学校における読書が好きな生徒の割合が伸びていない（指標2）
- 中学校における全校一斉読書活動の実施が進んでいない（指標6）
- 中学校で学校図書館図書標準を達成している割合が伸びていない（指標7）

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化

- ・インターネットや電子書籍の普及により、書籍の販売方法や提供媒体も変化しています。また、スマートフォンなど、各種電子端末の使用は増えており子どもの生活への影響も増しています。
- ・電子書籍に関しては、障がいのある子どもの読書活動を広げるツール等として、効果的な導入方法を検討していく必要があります。

(2) 「学校図書館法」改正法の施行（平成27年4月）

- ・学校図書館の職務に従事する職員として、「学校司書」がはじめて法律上に位置づけられ、配置の促進や研修機会の充実が進みつつあります。

(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年4月）

- ・公立図書館や学校図書館等の公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられ、日本図書館協会において、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」が作成されました。

(4) 第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（平成29年4月）

- ・国は、第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」により、学校図書館図書標準の達成を目標とする学校図書館図書の整備、新聞配備、学校司書の配置充実のための地方財政措置を講じました。
- ・今回の措置では、学校図書館図書整備費と学校司書の配置費に係る経費を増額するとともに、新たに高等学校への新聞配備を組み入れています。
- ・この5か年計画は地方交付税として措置されるため、各自治体でこれらの経費として予算化する必要があります。

(5) 学習指導要領の改訂（平成29年3月～平成31年2月）

- ・新しい学習指導要領総則において、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図るとともに、各教科等の授業改善に生かすこと、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが示されています。

(6) 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（国）の策定

（平成30年4月）

- ・発達段階に応じた取組により読書習慣を形成すること、子ども同士で行う活動を通じて読書への関心を高めることが改正ポイントとして示されました。

(7) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（令和元年6月）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会をめざして基本理念や国と地方公共団体の責務等が示されました。

第3章 第4次計画の基本的な考え方

1 めざす子どもの姿

読書を通じて、子どもは、読解力や想像力、思考力、表現力等、生きる基礎となる力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、読書には、子どもの心の成長や人格の形成を助け導く力があります。本の中の登場人物と心を重ね合わせ、多様な考え方につれることにより、子どもは多角的な思考を深めながら、他者への思いやりの心を育みます。

「大分県の子どもたちが、大人へと成長したとき、次の世代へ読書の楽しさを伝える。」このような好循環を生み出すために、「読書だいすき大分っ子」の育成に本計画を契機に長期的に取組んでいきます。

読書だいすき大分っ子 ～めざす子どもの姿～

楽しむ	本との出会いを楽しみ、進んで読書に親しむ子ども ・読書を楽しいものと感じ、進んで読書に親しむ子どもの育成をめざします。
広げる	多様な本との出会いの中で、知識や視野を広げる子ども ・多くの本との出会いを通じて、知識や語彙を広げるとともに、他者の考えを知ることで、多面的・多角的に世界を認識する力を身につけることをめざします。 ・本を通じて郷土おおいたの歴史や風土、先人の功績について学び、郷土への知識や思いを広げることをめざします。
伝える	感じたことや考えたことを表現し、伝えることができる子ども ・読書によって言葉や感性を磨き、感じたことや考えたことを自分の言葉で豊かに表現し、伝える力を身につけることをめざします。
活用する	本で得た知識や学びを、生活や学習に生かせる子ども ・本を使って調べる手法を学び、書かれていることから必要な情報を取捨選択し、読み取る力を身につけることをめざします。 ・本で得た知識や学び感じたことを、生活や学習、人との関わりや生き方の中で生かせる子どもの育成をめざします。



2 計画の目標及び重点方針

第4次計画では、第3次計画の成果と課題に基づき、以下の2つの目標と5つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

【目標】

- I 生きる力を育む読書習慣の形成
- II いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

【重点方針】

- 1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成
- 2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実
- 5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

<重点方針>

重点方針1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成

学校段階が進むにつれ1か月に1冊も本を読まない児童・生徒（以下「不読者」という。）が増加する状況は、全国的に継続しています。

不読者を減少させる対策として、早期から読書習慣を形成するための適切な支援を行うとともに、それぞれの発達段階に応じて、読書に対する関心度合いを上げていく取組を充実させる必要があります。

また、障がいのある子どもに対しては、有効なツールを検討しながら、一人ひとりの特性に応じた読書支援を行う必要があります。

【取組の方向性】

- ・乳幼児期からの読書習慣形成に向けた読書活動支援
- ・発達段階に応じた読書情報の提供と支援
- ・あらゆる子どものための読書環境の整備や読書支援の検討

重点方針2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実

子どもの読書活動を推進するには、子どもの読書への関心や意欲を高めることが重要となります。

子どもの年齢が上がるにつれ、友人から受ける影響が大きくなることから、子ども同士で本を紹介するなど、子どもによる主体的・対話的な活動により読書の楽しさを伝え、子どもの読書意欲を喚起することが必要です。

【取組の方向性】

- ・「子ども司書」の育成やビブリオバトル等、子どもの主体的な取組の充実
- ・異年齢交流による多様な読書機会の充実

重点方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが本に親しみ、質の良い読書活動を行うためには、子どもと本をつなぐ人の存在が必要です。専門的能力を備えた人材が、子どもの発達段階を踏まえて適切な本を紹介するなど、子どもに読書の楽しさを実感させることが重要です。

【取組の方向性】

- ・公立図書館職員の研修による全県的な児童サービスの質の向上
- ・地域で子どもの読書活動を支える読書ボランティアの養成と活動支援
- ・学校図書館の基盤整備のための専門職員（学校司書・司書教諭）の配置への働きかけと研修の充実

重点方針4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、学校・家庭・地域において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。

特に、子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関、民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

【取組の方向性】

- ・全県的な読書環境整備のための、各市町村における子ども読書活動推進計画更新の促進
- ・市町村の公立図書館や学校図書館等の支援のための県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス※等の充実
- ・学校図書館・家庭・読書ボランティア等の連携促進
- ・発達段階に応じたイベントの企画

重点方針5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の理解と関心を深める必要があります。特に保護者の読書活動への関心を深めることは、家庭での読書活動の充実につながり、子どもの読書習慣を形成していく上で重要となります。

【取組の方向性】

- ・親子で本と親しむ機会の充実
- ・ホームページ等によるイベントや講座等の情報の発信

資料

発達段階に応じた取組や支援の方向性

乳幼児期（0～5歳） 他者とのコミュニケーションの中で、本と出会う時期

【乳児期】

- ・関係機関が、健診等の場を活用して、親子が絵本に出会う機会を提供する。
- ・地域のおはなし会等で、わらべうたも取り入れ、心地よいことばのリズムや音の響きに親しむ環境を作る。

【幼児期】

- ・家庭や地域が中心となって読み聞かせ等を継続し、読書を楽しいものとして習慣付ける。
- ・絵本等の内容と自分の体験を結びつけ、知る喜びを感じ始める時期であるため、家庭や地域で読書や体験活動を充実させ、読書の楽しみ方を広げる。
- ・興味や関心に応じた絵本等を自分で選び始める時期であるため、公立図書館等の資料を充実させるとともに、個々の読書環境に応じた家庭の読書活動を支援する。

児童期（6～12歳） 自分で読む楽しさを知り、本を使って調べる力につける時期

【小学校低学年】

- ・幼年童話※など短い物語も楽しむようになり、おはなしを耳で聞いて楽しむこともできる時期。学校・家庭・地域で、読み聞かせや朗読等を取り入れ、物語の世界を広げる。

【小学校中学年】

- ・自分で読むことに困難を感じ、読書離れが起こり始める時期。学校・家庭・地域で、読み聞かせや朗読等を継続し、長めの物語を自分で読む力につけるよう支援を行う。

【小学校高学年】

- ・学校や地域で多様な分野の本を紹介して読書の幅を広げさせるとともに、委員会活動や低学年への読み聞かせ、地域の読書行事への主体的な参加等により、読書の楽しさを伝える側としての喜びを体験させる。

【全学年を通じて】

- ・家族で読書を楽しむ時間を持ち、読書を家庭生活の中に習慣づける。
- ・科学読み物など物語以外の本も紹介し、読書の幅を広げる。
- ・学校では、学校図書館を活用した授業により思考を整理し表現する力をつけさせるとともに朝読書などの一斉読書の時間を設け、学校生活の中で読書習慣を付けさせる。
- ・本の内容を紹介するスピーチ、ビブリオバトルや本の内容を紹介するカードづくりなど、子どもが楽しみながら本の魅力を伝える取組で読書への関心を高める。

青年期（13～18歳） 読書の幅を広げ、生涯につながる読書習慣をつくる時期

【中学生・高校生】

- ・児童書から大人の本に移行する時期で、心の悩みも起こりやすい年代であるため、学校や地域が協力し、安心して読書を楽しむことができる場の提供や、子どもの心に寄り添った本の紹介により、読書が子どもの心の成長の一助となるよう支援を行う。
- ・生活が多忙になり、読書時間が確保しにくくなるために、学校での読書活動や学校図書館を活用した授業により、多様な本と触れる機会を提供する。
- ・進学や就職に向けて視野を広げるため、学校と地域が連携して個々の関心に応じた読書支援を行う。
- ・学校では、生徒を中心とした図書委員会の運営・企画や、ビブリオバトル、読書会等、生徒同士の読書交流の他、地域と連携した異年齢交流を通じて読書への関心を高める。